



NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 海事振興部旅客課

(担当) 寺地

(電話) (06)6949-6416

令和4年12月16日

旅客不定期航路事業者に対する 事業停止処分について

下記の通り、旅客不定期航路事業者に対して、海上運送法第23条の準用による同法第16条(*)の規定に基づき、事業の停止処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 処分年月日：令和4年12月15日
処分内容：事業の停止
令和4年12月16日から令和4年12月25日までの10日間
2. 事業者名：有吉啓典（ありよし けいすけ）
事業者住所：大阪市中央区東心斎橋1-8-5-205
3. 立入検査（監査）の概要：
令和4年8月27日大阪港において発生した防波堤衝突事故を端緒に、令和4年8月28日、同29日及び9月29日立入検査を実施した結果、下記4の海上運送法違反が判明した。
4. 事業停止に関するもの（違反内容）
 - ①認可を受けないで事業計画（使用船舶及び航路）を変更していた。
（海上運送法第11条第1項）
 - ②使用船舶を変更していたにも関わらず、安全管理規程の変更を届出していなかった。また、届出をした安全管理規程によらず事業を実施していた。
（海上運送法第50条第6号）

*海上運送法より抜粋

第16条

国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 1 この法律もしくはこれに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 2 船舶安全法又は船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定に違反したとき。
- 3 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。
- 4 第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。

配布先 青灯クラブ 海運関係業界紙
